

平成29年松茂町議会第2回定例会会議録

第2日目（6月9日）

○出席議員

- 1 番 鎌 田 寛 司
- 2 番 川 田 修
- 3 番 板 東 絹 代
- 4 番 立 井 武 雄
- 5 番 佐 藤 道 昭
- 6 番 佐 藤 禎 宏
- 7 番 森 谷 靖
- 8 番 原 田 幹 夫
- 9 番 佐 藤 富 男
- 10 番 春 藤 康 雄
- 11 番 藤 枝 善 則
- 12 番 一 森 敬 司

○欠席議員

な し

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

町長	広瀬憲発
教育長	庄野宏文
総務参事	大迫浩昭
産業建設参事	井上雅史
民生参事	古川和之
教育次長	吉田英雄
税務課長	南東稔
危機管理室長	吉崎英雄
総務課長	松下師一
建設課長	小坂宜弘
産業環境課長	原田賢
下水道課長	石森典彦
水道課長	富士雅章
福祉課長	鈴谷一彦
住民課長	谷本富美代
社会教育課長	尾野浩士
学校教育課長	山下真穂

○職務のため議場に出席した職員の職・氏名

議会事務局長代理	吉田正則
議会事務局局長補佐	松下理恵

平成29年松茂町議会第2回定例会会議録

平成29年6月9日（第2日目）

○議事日程（第2号）

日程第1 町政に対する一般質問

佐藤 禎 宏 議員

（1）子育て支援本（BOOK）の作成について

川 田 修 議員

（1）公共施設等総合管理計画について

日程第2 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

専決第4号 松茂町税条例の一部を改正する条例

専決第5号 松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

専決第6号 平成28年度松茂町一般会計補正予算（第5号）

専決第7号 平成28年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

専決第8号 平成28年度松茂町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）

専決第9号 平成28年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第4号）

専決第10号 平成28年度松茂町水道特別会計補正予算（第2号）

日程第3 議案第27号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第28号 徳島市と松茂町との間における一般廃棄物の処理に係る事務の委託に係る協議について

日程第5 議案第29号 平成29年度松茂町一般会計補正予算（第1号）

平成29年松茂町議会第2回定例会会議録

第2日目（6月9日）

午前10時00分再開

○議会事務局長代理【吉田正則君】　ただいまから平成29年松茂町議会第2回定例会の再開をお願いいたします。

まず初めに、一森議長よりご挨拶がございます。

○議長【一森敬司君】　皆さん、おはようございます。今日は、通告がありました一般質問の日であります。「質問、答弁は、はっきりと明快に」をモットーに、松茂町発展のために建設的なご意見を多数発表していただきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

○議長【一森敬司君】　それでは、ただいまの出席議員は12名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、議会は成立をいたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長【一森敬司君】　これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。

○議長【一森敬司君】　日程第1「町政に対する一般質問」を行います。

通告のありました6番佐藤禎宏議員をお願いをいたします。佐藤禎宏議員。

○6番【佐藤禎宏君】　議長の許可を得ましたので、通告してありました私の一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

私の質問でございますが、子育て支援本（BOOK）の作成についてということでございます。よろしくお願いいたします。

松茂町ではいろんな子育て支援がなされております。一例を申し上げますと、福祉課では子どもはぐくみ医療費助成事業、児童手当の支給等、また、保健相談センターでは母子保健事業、地域子育て支援センターでは各種の子育て支援事業等々、各課、各所でいろんな子育て支援事業が行われております。

町が行っている子育て支援を一冊の本にまとめた「元気すくすく松茂っ子・子育て支援

応援ブック」、これは、私がこんな名前をこしらえたんですが、そういったブックを作成して子育てしている世帯に配布してはどうか。子育てをしていると心配事や悩み事があるそうでございます。そんなとき、この一冊の本、子育て支援をまとめた本があれば非常に役に立つのではないかということで、子育て支援本（BOOK）の作成についてお尋ねをいたします。よろしくご回答をお願いいたします。

○議長【一森敬司君】 古川参事。

○民生参事【古川和之君】 失礼します。ただいま佐藤禎宏議員ご質問の、町が行っている子育て支援を一冊の本にまとめた子育て支援本を作成して、子育てしている世帯に配布してはどうかというご質問についてご答弁を申し上げます。

松茂町では、子ども・子育て支援事業におけるニーズ調査を実施しまして、平成27年度を初年度としまして計画期間を平成31年度までの5年間とする、松茂町子ども・子育て支援事業計画を策定し、地域ぐるみでつくる子どもと親の笑顔あふれる町を基本理念といたしまして、社会全体で子育てができる環境づくりに向け、さまざまな支援事業に取り組んでいるところでございます。

先ほど、議員のご質問にもございましたように、子育て支援事業につきましては、妊娠期から出産を経て乳幼児期の健診や保育・養育、幼稚園、小中学校の教育や子どもの病気や子育て相談、各種手当の制度など、数多くございます。

松茂町におきましては、子育てに関する相談や制度の普及啓発、情報の提供が重要と考えまして、担当する窓口にリーフレットなど、制度の説明資料を備えつけているほか、相談体制の充実、また、町のホームページに子育て支援に関する情報を掲載しております。町のホームページでは、健康、児童・母子福祉の分野ごと、出産・子育て、教育のライフステージごと、あるいは、施設や組織から探したり、キーワード検索により必要な情報を提供できるようにしております。さらに必要な情報につきましては、毎月1日発行の広報まつしげ、及び防災行政無線放送で広報を行い、広く普及啓発に努めているところでございます。

子育て支援本を作成して子育てしている世帯に配布してはどうかというご質問でございますが、現在、官民協働事業となりますが、「松茂町暮らしの便利帳」という冊子発行の準備を進めております。内容につきましては、議員ご質問の子育て支援も含めた、防災・救急、届出・登録・証明、相談、税金・保険・年金、介護・福祉・健康、子育て・教育、ごみ・上下水道など、松茂町行政に関する総合的な情報の冊子となっております、今年

度内に町内全戸に無料で配布予定で取り組んでおりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長【一森敬司君】 佐藤禎宏議員。

○6番【佐藤禎宏君】 ご答弁ありがとうございます。古川参事の説明を聞いていて、子育て支援について、町は環境づくりや支援事業、整備の周知、情報の発信など、子育て支援についていろいろと力を入れて取り組んでいただいていることはよくわかりました。ありがとうございました。

私がお尋ねした、町が行っている子育て支援について一冊の本にまとめた子育て支援ブックをつくってほしいと、そして、その本を子育てしている世帯に配布してほしいとのことについてお尋ねしたのですが、そのお答えとして、今、町は松茂町暮らしの便利帳という冊子をつくっていると。その中に子育て支援に関することも含まれておるというご答弁がありました。そして、その暮らしの便利帳については、でき次第といいますか、町内全世帯に配布したいというお答えだったと思いますので、その暮らしの便利帳の中に子育て支援のことも含まれておる、それと、以外にも、町内全体のことが暮らしの便利帳の中に含まれておりますので、その暮らしの便利帳を配布していただくということでしたらと思いますので、はい。

それで、その暮らしの便利帳はいつごろ完成して町内全戸に配布していただけるか、その時期についてお尋ねして、先ほど、ちょっと今年度中に配布したいという予定を言われましたが、もう少し、暮らしの便利帳の配布する時期をちょっと具体的に、わかっていたら教えていただきたい。よろしくお願いいたします。再問いたします。

○議長【一森敬司君】 古川参事。

○民生参事【古川和之君】 ただいま佐藤禎宏議員の再問につきましてご答弁を申し上げます。

議員の方からは、松茂町暮らしの便利帳の具体的な配布時期を明確にということの再問であったかと思います。先ほども答弁で申し上げましたが、官民協働事業ということで、町が直営していない関係もあったので今年度内というような形で答弁の方はさせていただいたんですけども、民間企業の方に確認してみたところ、9月中には全戸に配布する予定ということで、直営でない点、お含みをいただければと思います。

また、その情報誌につきましては、今年の4月1日現在で、記事といいますか、情報の

内容となっておりますので、当然、子育てに関する情報の変更とかいろいろそういうことも今後起きてくると思いますので、そういうあたりにつきましては、適時、ホームページ等のデータ更新をしまして、特に、子育てをなされているご家庭の方というのはインターネットをご利用いただける、スマートフォン等をご活用されるケースが多いと思いますので、情報の速やかな提供を行いまして子育ての支援に取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長【一森敬司君】 佐藤禎宏議員。

○6番【佐藤禎宏君】 ご答弁ありがとうございます。この暮らしの便利帳、非常に町民にとっては役に立つと思いますので、できるだけ早く頑張ってください、この暮らしの便利帳を完成していただいて町内全世帯に配布していただくようお願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長【一森敬司君】 続きまして、通告のありました2番川田修議員にお願いをいたします。川田修議員。

○2番【川田 修君】 おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

公共施設等総合管理計画について質問をさせていただきます。

公共施設等総合管理計画は、本年3月に策定をされました。4月14日には町のホームページに掲載をされました。また、一昨日の全員協議会の場でも説明がありました。これは、国の要請に基づく計画の策定であり、町としても3つの課題に取り組むため策定したと記述をしております。全ての公共施設を把握し長期的な視点で更新、統廃合、長寿命化を管理するものであります。課題の3つは、1つ目が、老朽施設の増大により一斉に更新する時期がやってくるということ。2つ目に、少子・高齢化の進展により公共サービスの在り方が問われるということ。3つ目に、厳しい財政状況により必要性の高い公共施設まで良好な状態を保てなくなることになるというふうな、この3つの課題でございます。

計画期間を10年としておりますが、これは、当然、10年で終わるべきものではないと思います。10年の計画が終われば次の10年の計画が必要になってきます。更新、統廃合の問題については、広瀬町長が退任されるということで、新しい町長が所信を表明された後、改めて質問をさせていただきます。本計画では公共施設をハコモノとインフラに分けて考えております。今回の質問は、ハコモノについて質問をします。

この計画を私が読んだ限りでは、建物の長寿命化と維持管理であり、そのための保守点検と維持補修をいかにしていくかということになると思います。第4章の基本方針では、不具合が生じる前に予防的に対策を行い、修繕計画の把握に努め、計画的な施設管理を行いますと記述をしております。また、恒久的な点検を行い、現状把握を怠らず、劣化や損傷がわかり次第、迅速な対応をしますとしております。

私は、今まで一般質問で町に建築の専門職員を置くべきであると申し上げてきました。町は、職員が点検をし、不具合を発見したら設計事務所に外注をし、補修対応をすることでいけるということで答弁をしてきました。

今回の計画では、町のハコモノ2万800坪の建物の点検を管理していかなければなりません。これは、一体誰が点検管理をしていくのでしょうか。補修修繕の判断はどこの誰がしていくのでしょうか。また、点検の頻度等はどういうふうな計画ができていくのでしょうか。全庁的な取り組み体制は総務課が中心となって進めるようでございますけれども、財政的な判断を優先して維持修繕の順位づけとかをやっていくということになるのでしょうか。表現方法は、適時とか適切にとか、見た目には非常にいい言葉なんですけど、内容がわからない言葉が非常に使われております。各施設ごとの点検者、点検方法、維持補修の判断決定など、どのように決めていくのかということは明文化をしていく必要があると思います。いつまでにこうした要領書や計画ができるのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長【一森敬司君】 大迫総務参事。

○総務参事【大迫浩昭君】 失礼をいたします。

川田議員ご質問の本年3月策定の公共施設等総合管理計画に定義をいたしております、施設の点検・把握と劣化、損傷に対する迅速な対応について、補修・修繕の判断は誰がするのか、また、予算の割り振りは総務課が行うのか。また、具体的な点検方法・点検者・維持補修の決定者など、過程を明文化した計画・要領書等はいつまでに作成するのかというご質問にお答えを申し上げます。

公共施設の整備は、高度経済成長期の1960年代から80年代に集中して行われまして、本町においては1970年代から80年代にかけて、特に多くの施設建設に着手をしております。川田議員ご認識のとおり、それらの施設は例外なく老朽化が進展いたしておりますことから、今後、大規模な改修や建て替え、更新の時期を迎える施設が急激に増加をすることが見込まれます。

このことに起因をいたしまして、大きく膨らむことが予想される財政的な負担を抑えな

がら、安全、安心に公共施設を維持・管理していくため、総務省は、平成26年4月22日、地方自治体に対し公共施設総合管理計画の策定を要請し、そのための指針を策定、公表いたしております。

本指針では、公共施設の現況及び将来の見通しを整理し、公共施設等の全体を把握するとともに、公共施設の統合、更新、長寿命化等に関する基本的な考え方や、総合的かつ計画的な管理に関する基本方針を立てることとされておまして、本町においても当該指針に沿う形で策定したものでございます。

議員ご質問の、町が策定いたしました公共施設等総合管理計画に現れてきていない、より具体的な適正管理のあり方についてでございますが、先般、国が策定、公表いたしております公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針の中に示されておりますとおり、平成32年度を目途といたしまして、公共施設総合管理計画を基本的な方針とした個別施設計画を策定し、その中において適正な施設管理における個々具体的な対応策を盛り込み、実務に当たりたいと考えておるところでございます。

また、この個別施設計画の策定に際しましては、国の各所管省庁から技術的な助言等が実施される予定となっておりますことから、これが整いました段階で策定に着手する予定といたしておりますので、ご了解をよろしくお願いいたします。

なお、実務段階における予算の割り振りについてでございますが、通常予算と同様にいたしまして、最終的には財政を所管いたしております総務課において査定を行うことになろうかと思われませんが、施設の点検管理や補修、修繕、あるいは、更新、集約等に要する予算額の算定や計上につきましては、個別施設計画に沿った形でそれぞれの施設の管理を所管する課において行うものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【一森敬司君】 川田議員。

○2番【川田 修君】 答弁ありがとうございます。

今のお話では、国の方が個別施設計画を立てる等の助言とかそういうものができる、いつかわからない。そうすれば、町としてもそれに沿った形で考えていくというようなことで、それは、1つの考え方でもあるんですが、これだけの施設があって、分類等も含めて、特殊建築物とその他のいわゆる一般建築物と。当然、施設管理といいますか、点検の頻度は、特殊建築物であれば、以前に誰が答弁してくれたか忘れましたが、国の方では1年に1回の点検をせよと言うが、県はしなくていいから、今、町はやっていないというような

こともありました。

ですから、本来的には、そういう重要建築物については、町は今からでも1年に1回は点検をしますとすべきだという、町としての主体的な考え方を持って臨まないと、何でもかんでも、国が言ってくれなければ動けません、そういう姿勢でいいのかもしれませんが、ここは、1つ、最低限、今の段階ではこういうふうと考えておる。だけど、財政的な裏づけがないから、財政的な裏づけができるまでその動きは待たないといけないとかいう、もう少し町としての、せつかく計画をつくったんですから、主体的な町としては最低限これぐらいのことは考えておりますよというようなものはないのでしょうか。

○議長【一森敬司君】 大迫参事。

○総務参事【大迫浩昭君】 それでは、川田議員の再問にお答えを申し上げたいと思います。

国は、地方公共団体をはじめとする各種施設の管理者に対しまして、自らの責任に鑑み、維持管理や更新、統廃合等を含めた取り組み実態を再確認するとともに、積極的に国の支援制度や民間のノウハウ、新技術等を活用しつつ、保有施設における健全性の把握や必要な対策等を進めることが必要であると、適正な管理を行うための考え方を示しておるところでございます。このような取り組みを進める中で、維持管理や更新、統廃合等における課題を明確化した上での人員配置や、保有する施設全体を総合的かつ計画的に管理するための体制を組織全体で構築することが重要となってまいります。

これらのことを具現化していく手法といたしまして、専門的な技能を有する技術職員を雇用するのか、あるいは、必要となるノウハウについては外部委託によって対応するのかということですが、仮に正規職員の雇用となりますと、今までにない職務分野への職員雇用ということになりまして人事定数の増員にも関わってくることとなります。また、建築基準法上だけではなくさまざまな法律上の点検等が必要となります。例えば、電気設備でありましたり浄化槽でありましたり水道でありましたり、さまざまな施設の技能あるいは知識を保有した技術者も必要になってまいるかと思われまます。

そういうことも勘案いたしまして、現時点におきましては、従前にもご答弁を申し上げましたとおり、民間の技術やノウハウを適時適切に活用していくことを念頭に置いて考えておりまして、技術職員の雇用は想定をいたしておりません。

ただ、計画策定あるいは実施時点での国の助成制度等の状況によりましてはさまざまな選択肢が想定をされますことから、具体的実施体制等につきましても、個別施設計画を策

定する段階においてあわせて検討してまいりたいと考えますので、よろしくご理解くださいますようお願いいたします。よろしく申し上げます。

○議長【一森敬司君】 川田議員。

○2番【川田 修君】 今、答弁のありましたように、組織として考えるということは、町として、そういった取り組みをしていかなければならないということであると思います。ですから、1人を増やしたら年間何百万円か余分に費用が発生するから、たちまちはできないということなんでしょうが、例えば、こういう中堅の技術者、あるいは定年退職をした人を嘱託で雇って年500万円要ったとして、その人が管理をしてくれた、1つの目ですと管理をしてくれたことによってトータルのコストが年500万円以上の成果を上げてくれたら、別に、町としてはそれが負担にならないわけなんです。今までと一緒の経費でいけるということになるわけですから。ただ、人が1人増えたら予算上は1人分の経費が上積みされる、だから入れないんだというんじゃないで、1つの専門的な見方を持った人が入ることによって維持管理コストが通常予定されるべきものよりも下がっていけばいいんだというふうな、そういう発想を持っていかないと、いつまでたっても旧態依然とした組織のままでいかないといけないということになると思います。

これ、答弁は要りませんが、ここらでちょっと頭の切りかえをしていかないと、いつまでたっても、せつかくこういうすばらしい計画ができようとして、また、個別計画、これまた、もっと大変やと思うんです。個別、各課できちんとした管理計画を立てていかないといけないわけです。自分たちの知恵だけではできない、点検マニュアルから何からこしらえていかないといけない。一応はあるんでしょうけど、うちの町の施設に合った個別の管理計画をつくりなさいということですから、そこら辺も含めたら、当然、そういう人間が必要になってくるということを申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長【一森敬司君】 以上で通告による一般質問は終わりました。

これで一般質問を終了いたします。

○議長【一森敬司君】 日程第2、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」から、日程第5、議案第29号「平成29年度松茂町一般会計補正予算（第1号）」まで、承認1件と議案3件を一括して議題といたします。

以上、承認1件と議案3件につきましては各委員会に付託いたしたいと思いますが、付

託の前に総括的な質疑を行います。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

○議長【一森敬司君】 お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認1件と議案3件については、会議規則第39条第1項の規定により、それぞれ所管の委員会に付託をすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【一森敬司君】 異議なしと認めます。

よって、承認1件と議案3件についてはそれぞれ所管の委員会に付託することに決定いたしました。

議案付託表配付のために、小休をいたします。

午前10時31分小休

午前10時32分再開

○議長【一森敬司君】 再開をいたします。

議案付託表を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長代理【吉田正則君】 失礼します。ただいま配付いたしました議案付託表をご覧ください。

総務常任委員会に付託する議案は、

承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて

専決第 4号 松茂町税条例の一部を改正する条例

専決第 5号 松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

専決第 6号 平成28年度松茂町一般会計補正予算(第5号)(所管分)

議案第27号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

でございます。

続きまして、産業建設常任委員会に付託する議案は、

承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて

専決第 6号 平成28年度松茂町一般会計補正予算(第5号)(所管分)

専決第 8号 平成28年度松茂町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）

専決第 9号 平成28年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第4号）

専決第10号 平成28年度松茂町水道特別会計補正予算（第2号）

議案第28号 徳島市と松茂町との間における一般廃棄物の処理に係る事務の委託に係る協議について

議案第29号 平成29年度松茂町一般会計補正予算（第1号）（所管分）

でございます。

続きまして、教育民生常任委員会に付託する議案は、

承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて

専決第 6号 平成28年度松茂町一般会計補正予算（第5号）（所管分）

専決第 7号 平成28年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

議案第29号 平成29年度松茂町一般会計補正予算（第1号）（所管分）

でございます。

以上です。よろしく願います。

○議長【一森敬司君】 ただいま事務局長が朗読いたしました議案付託につきまして、先般開催されました議会運営委員会におきましてそのように案を決定していただいたわけでございますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【一森敬司君】 異議なしと認めます。

よって、承認1件、議案3件は、お手元に配付の議案付託表のとおり付託することに決定いたしました。

念のため、委員会の日程について事務局より説明をいたします。

○議会事務局長代理【吉田正則君】 失礼します。議案付託表の裏面をご覧ください。各常任委員会の日程でございます。開催場所は、松茂町役場、3階、301委員会室でございます。

教育民生常任委員会、6月13日、火曜日、午前10時から。

産業建設常任委員会、6月13日、火曜日、午後1時から。

総務常任委員会、6月13日、火曜日、午後3時から開催いたしますので、よろしく願います。

以上でございます。

○議長【一森敬司君】 以上で本日の議事日程は全て終了をいたしました。

お諮りいたします。

明日6月10日から6月18日までの9日間は、委員会審査のため休会したいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【一森敬司君】 異議なしと認めます。

よって、明日6月10日から6月18日までの9日間は、休会と決定しました。

次回は、6月19日、午後1時30分から再開をいたします。

本日は、これで散会いたします。どうもありがとうございました。

午前10時37分散会